

東日本大震災関連制度 創設のお知らせ

平成23年5月23日より「東日本大震災復興緊急保証制度」(全国統一制度)が開始されました。また、同制度に対応した和歌山県・和歌山市の制度融資についても創設されましたのでお知らせします。

《利用対象者一覧》

特定被災区域内に事業所を有する方	①	地震・津波等により直接被害を受けたことについて、市町村長等の罹災証明書の発行を受けた方、及び原発事故に係る警戒区域等内に事業所を有する方
	②	震災の影響により業況が悪化し、震災後の最近3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少（3ヶ月間の実績が未集計の場合、「最近1ヶ月間の実績に加えてその後2ヶ月間の見込み」でも可）し市町村長の認定を受けた方
特定被災区域外に事業所を有する方	③	特定被災区域内の事業者との取引関係により業況が悪化し、震災後の最近3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少（3ヶ月間の実績が未集計の場合、「最近1ヶ月間の実績に加えてその後2ヶ月間の見込み」でも可）し市町村長の認定を受けた方
	④	今般の震災に起因して生じた取引の停止や急激な取引の減少等により、震災後の最近3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少（3ヶ月間の実績が未集計の場合、「最近1ヶ月間の実績に加えてその後2ヶ月間の見込み」でも可）し市町村長の認定を受けた方
共 通	⑤	①から④に掲げる中小企業者を構成員とする中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体

※特定被災区域（政令指定）：災害救助法が適用された市町村等（岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村）。

※警戒区域等：警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

1. 東日本大震災復興緊急保証制度（全国統一保証制度）

☆保証額は、最高2億8千万円（組合4億8千万円）

※一般保証、セーフティネット保証・災害関係保証とは別枠

☆信用保証料率 年0.80% ☆貸付利率 金融機関所定

☆利用対象者一覧の①から⑤に該当する方が対象です。

2. 和歌山県融資制度

(A) 資金繰り安定資金（震災対応緊急枠）

(B) 経営支援資金（震災対応緊急枠）

☆保証額は、ⒶⒷとも、最高8千万円 ☆信用保証料率 ⒶⒷとも、年0.60%

☆貸付利率 Ⓐ 年2.00%または年2.50% Ⓑ 年1.20%

☆利用対象者一覧の③、④に該当する方が対象です。

3. 東日本大震災復興緊急資金（和歌山市融資制度）

☆保証額は、最高3千万円 ☆信用保証料率 年0.80% ☆貸付利率 年1.00%

☆利用対象者一覧の③、④に該当する方が対象です。

※各制度とも、保証期間は、最高10年（据置2年以内）

※各制度とも、中小企業会計準拠等の定性要因に係る割引適用があります。

※各制度とも、経営者以外の連帯保証人は原則不要です。

※各制度とも、お取り扱いは平成24年3月31日までとなりますので、ご注意下さい。

各制度の詳細につきましては当協会ホームページ（保証制度一覧）へ掲載しておりますのでご参照下さい。